

有効期間満了日 令和13年3月31日

熊交規第536号

令和2年9月1日

「交通規制基準」の改正について（通達）

交通規制を実施する場合の標準については、「交通規制基準」の改正について（通達）」（令和2年4月7日付け熊交規第308号）により示しているところであるが、高速道路における最高速度規制に、100キロメートル毎時を超える規制速度の基準を定めることとなったことに伴い、所要の修正が行われた（改正後の交通規制基準の「第35 最高速度（自動車専用道路及び高速自動車国道）」の項については別添のとおり。）。

各所属においては、今後本通達による改正後の「交通規制基準」に準拠して交通規制を実施されたい。

なお、前通達は廃止する。

また、改正後の「交通規制基準」については、統合OAシステムの公開キャビネットに掲出済みであることを申し添える。

第35 最高速度（自動車専用道路及び高速自動車国道）

規制目的	自動車専用道路及び高速自動車国道における自動車の最高速度を指定し、均一な交通流を確保することにより、交通の安全と円滑を図り、併せて道路交通に起因する障害を防止する。
根拠等	法第22条 標識 最高速度 323 特定の種類の車両の最高速度 323の2及び503-A 標識 最高速度 105 
規制実施の基	<p>1 分離4車線以上の本線車道 以下の手順により規制速度を決定する。</p> <p>(1) 各道路構造要素の数値の収集 曲線半径、片勾配、縦距、合成勾配、縦断勾配、車線幅員及び路肩幅員の各項目の数値を道路管理者から収集し、又は実測する。</p> <p>(2) 個別構造適合速度の算出 (1)で収集した数値を用い、表1～6により各項目ごとに個別構造適合速度を算出する。</p> <p>(3) 構造適合速度の決定 (2)で求めた地点・区間ごとの個別構造適合速度の最小値を構造適合速度として採用する。</p> <p>(4) 規制区間長の設定 (3)で算出した構造適合速度が前後の区間の構造適合速度より高く、かつ、構造適合速度の高い区間の長さがおおむね3～5キロメートル未満の場合は、当該区間においても、前後の区間の構造適合速度を適用する。</p> <p>(5) 規制速度の決定 (3)及び(4)で算出した構造適合速度を最大値尊重しつつ、交通事故発生状況、渋滞状況等の現地状況を踏まえて、上限100キロメートル毎時の範囲内で規制速度を決定する。ただし、構造適合速度が120キロメートル毎時で、次の条件全てを満たす区間については、上限120キロメートル毎時の範囲内で規制速度を決定する。</p> <p>ア 設計速度が120キロメートル毎時であること イ 実勢速度（渋滞の発生がなく、大型車混入率1パーセント未満である追越車線の平均速度）が100キロメートル毎時以上であること ウ 死傷事故率が高くないこと エ 一定の距離において速度規制の連続性が確保されること（原則20キロメートル以上） オ 道路や交通の状況に照らし、交通流の安全・円滑上の支障がないこと。具体的には、次の事項を考慮すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・片側2車線の場合は大型車混入率が低いこと ・完成型であること（暫定型でないこと） ・自由流率（渋滞のない時間帯の割合）が概ね6割を超えていること <p>2 分離2車線の本線車道 1に同じ。ただし、上限80キロメートル毎時の範囲内で規制速度を決定する。</p> <p>3 非分離2車線の本線車道 (1) 簡易中央分離施設が設けられている区間 原則として規制速度を70キロメートル毎時以下とする。</p> <p>(2) (1)以外の区間 規制速度を60キロメートル毎時以下とする。</p> <p>4 本線車道以外の部分 (1) インターチェンジ、サービスエリア及びパーキングエリアの出入路 原則として設計速度と同じとする。</p> <p>(2) ジャンクションの連結路 設計速度及び側道道路等の規制速度を勘案して規制速度を決定する。</p>

表1 個別構造適合速度（曲線半径・片勾配）

曲線半径（m）							個別構造適合速度
片勾配（％）							
0～1	1～2	2～3	3～4	4～5	5～6	6～7	
1134	1031	945	872	810	756	709	120km/h
716	656	606	562	525	492	462	100km/h
420	388	360	336	315	296	280	80km/h
216	202	189	177	167	157	149	60km/h
141	131	123	116	109	104	98	50km/h
84	79	74	70	66	63	60	40km/h
47	44	42	39	37	35	34	30km/h
23	20	19	17	17	16	15	20km/h

※ 本表は、道路構造令第15条（曲線半径）の規定値算出に使用される曲線半径と片勾配の関係式から設定。

表2 個別構造適合速度（視距）

視距	個別構造適合速度
210m以上	120km/h
160m以上～210m未満	100km/h
110m以上～160m未満	80km/h
75m以上～110m未満	60km/h
55m以上～75m未満	50km/h
40m以上～55m未満	40km/h
30m以上～40m未満	30km/h
30m未満	20km/h

※ 本表は、道路構造令第19条（視距等）から設定。

表3 個別構造適合速度（合成勾配）

合成勾配	個別構造適合速度
10%以下	120km/h
10%を超え10.5%以下	80km/h
10.5%を超え11.5%以下	50km/h

※ 本表は、道路構造令第25条（合成勾配）から設定。

表4 個別構造適合速度（縦断勾配）

縦断勾配	個別構造適合速度
5%以下	120km/h
5%を超え6%以下	100km/h
6%を超え7%以下	80km/h
7%を超え8%以下	60km/h
8%を超え9%以下	50km/h
9%を超え10%以下	40km/h

※ 本表は、道路構造令第20条（縦断勾配）の特例値から設定。

表5 個別構造適合速度（車線幅員）

車線幅員	個別構造適合速度
3.5m以上	120km/h
3.5m未満	80km/h

※ 本表は、道路構造令第5条（車線等）の特例値及び第13条（設計速度）から設定。

表6 個別構造適合速度（路側幅員）

路側幅員	個別構造適合速度
1.75m以上	120km/h
1.75m未満	80km/h

※ 本表は、道路構造令第8条（路肩）の特例値及び第13条から設定。

対 象 自動車

規 制 更 新 基 準	留意事項	<p>1 規制速度決定に際しての留意事項</p> <p>(1) 規制速度値は10キロメートル毎時単位とすること。</p> <p>(2) 分幅4車線以上で構造適合速度が100キロメートル毎時以上の高速自動車国道については、原則として最高速度を指定せず、同様の構造の自動車専用道路については、原則として令第27条第1項第1号に該当する車両に対する最高速度100キロメートル毎時の指定を行うこと。ただし、本規制実施基準における規制速度の決定方法1(5)ただし書に該当する車を除く。</p> <p>(3) 60キロメートル毎時を超える最高速度を指定する場合には、あわせて令第27条第1項第2号に該当する車両に対する最高速度80キロメートル毎時の指定を行うこと。</p> <p>(4) 低速区間、料金徴収施設及び本線車道終点の手前の区間並びに特に減速させる必要がある区間については、ドライバーに減速を適切に行わせるため、おおむね300メートルの区間ごとに10キロメートル毎時又は20キロメートル毎時で段階的に低い最高速度を指定する。</p> <p>(5) 非分幅2車線区間に含まれた分幅4車線区間の距離が3キロメートル未満の場合は、当該分幅4車線区間の規制速度は、非分幅2車線区間の規制速度と同一とすること。</p> <p>2 その他の留意事項</p> <p>(1) 都府県境付近における規制速度については、その齊一化のため、都府県警察相互間で事前に調整すること。</p> <p>(2) インターチェンジ、サービスエリア及びパーキングエリアの出入路の設計速度は、40キロメートル毎時以上を確保するよう道路管理者に要請すること。</p> <p>(3) 天候不良時等においては、情報板、ハイウェイラジオ等を積極的に活用した情報提供に努め、速度規制を図ること。</p>
		<p>1 道路標識323 最高速度</p> <p>最高速度を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における左側の路端</p> <p>2 道路標識323の2 特定の種類の車両の最高速度</p> <p>車両の種類を特定して最高速度を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における左側の路端</p>
道 路 設 置 基 準	設置場所	<p>1 道路標識323 最高速度</p> <p>(1) 始点標識及び終点標識</p> <p>ア 本規制区間の始まり及び終わりの地点における左側路端に道路標識「最高速度(323)」を設置し、始まりの地点に補助標識「始まり(505-A・B)」、終わりの地点に補助標識「終わり(507-A・B・C)」をそれぞれ附置するものとし、必要により、オーバー・ハンダ方式又はオーバー・ヘッド方式を用いるものとする。</p> <p>イ 最高速度を指定する区間が連続し、かつ、それぞれの区間の最高速度が異なる場合には、手前の最高速度を指定する区間の終点標識を省略し、次の指定区間の始点標識を設置するものとする。</p> <p>(2) 区間内標識</p> <p>ア 原則として本線車道への流入部付近に設置する。</p> <p>イ おおむね2キロメートルを超えない範囲で必要な地点に設置する。</p> <p>2 道路標識323の2 特定の種類の車両の最高速度</p> <p>最高速度の指定のうち、車両の種類を特定して最高速度の指定を行う場合は、補助標識「車両の種類(503-A)」を附置した道路標識「特定の種類の車両の最高速度(323の2)」を設置するものとし、その設置については前記1に同じ。</p>
	設置方法	<p>1 高速自動車国道等における可変標識については、文字を白色又は黄色、地を黒色としたLED標識を用いることができる。</p> <p>2 60キロメートル毎時以上の最高速度区間では、原則として可変標識を設置して天候不良時等の臨時交通規制を行うこと。ただし、60キロメートル毎時の最高速度区間において、道路視程、高橋・高層建築物の施工状況、交通事故発生状況、気象条件等を勘案し、交通管理上の問題が少ないと認められる場合は、固定標識を設置することができる。</p> <p>3 高速自動車国道と認識される恐れがある自動車専用道路において、60キロメートル毎時の最高速度規制を実施する場合は、必要により道路標識を設置することができる。</p>
	留意事項	<p>1 高速自動車国道等における可変標識については、文字を白色又は黄色、地を黒色としたLED標識を用いることができる。</p> <p>2 60キロメートル毎時以上の最高速度区間では、原則として可変標識を設置して天候不良時等の臨時交通規制を行うこと。ただし、60キロメートル毎時の最高速度区間において、道路視程、高橋・高層建築物の施工状況、交通事故発生状況、気象条件等を勘案し、交通管理上の問題が少ないと認められる場合は、固定標識を設置することができる。</p> <p>3 高速自動車国道と認識される恐れがある自動車専用道路において、60キロメートル毎時の最高速度規制を実施する場合は、必要により道路標識を設置することができる。</p>
道 路 標 示	設置場所	最高速度を指定する道路の区間内の必要な地点
	設置方法	必要に応じて、道路標識「(最高速度(323))」に代え、又はこれに併せて道路標識「最高速度(106)」を設置するものとする。